

要求要旨

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）

- 居宅移行に向けた相談支援

転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言

2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援

- 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）

巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等

3. その他、居宅移行支援のための環境整備

- 不動産事業者への働きかけ等

家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等

- 関係機関との連携・体制構築

居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

